

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年10月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	16件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	16件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700098号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700110号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年12月18日は2万円、平成16年12月21日は15万3,000円、平成17年7月15日は20万円、平成17年12月20日は22万9,000円、平成18年12月20日は13万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年7月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の賞与明細書、B金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び同社の賞与振込額に係る回答並びに複数の同僚の職権訂正時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は2万円、請求期間②は15万3,000円、請求期間③は20万円、請求期間④は22万9,000円、請求期間⑤は13万9,000

円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1,358円、請求期間②は1万660円、請求期間③は1万3,934円、請求期間④は1万6,360円、請求期間⑤は1万176円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述のB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成15年12月18日、請求期間②は平成16年12月21日、請求期間③は平成17年7月15日、請求期間④は平成17年12月20日、請求期間⑤は平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700140号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700112号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月21日は11万3,000円、平成17年7月15日は15万1,000円、平成17年12月20日は16万5,000円、平成18年7月20日は19万6,000円、平成18年12月20日は20万3,000円、平成19年7月20日は21万4,000円、平成19年12月20日は21万2,000円、平成20年7月23日は22万3,000円、平成20年12月19日は20万6,000円、平成21年7月24日は16万2,000円、平成21年12月18日は14万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月21日  
② 平成17年7月15日  
③ 平成17年12月20日  
④ 平成18年7月20日  
⑤ 平成18年12月20日  
⑥ 平成19年7月20日  
⑦ 平成19年12月20日  
⑧ 平成20年7月23日

⑨ 平成 20 年 12 月 19 日

⑩ 平成 21 年 7 月 24 日

⑪ 平成 21 年 12 月 18 日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者の賞与明細書、請求者から提出された普通預金異動明細表及び同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は11万3,000円、請求期間②は15万1,000円、請求期間③は16万5,000円、請求期間④は19万6,000円、請求期間⑤は20万3,000円、請求期間⑥は21万4,000円、請求期間⑦は21万2,000円、請求期間⑧は22万3,000円、請求期間⑨は20万6,000円、請求期間⑩は16万2,000円、請求期間⑪は14万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は7,873円、請求期間②は1万520円、請求期間③は1万1,788円、請求期間④は1万4,002円、請求期間⑤は1万4,862円、請求期間⑥は1万5,667円、請求期間⑦は1万5,896円、請求期間⑧は1万6,721円、請求期間⑨は1万5,810円、請求期間⑩は1万2,434円、請求期間⑪は1万1,150円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700141号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700113号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月21日の標準賞与額を10万9,000円、平成17年7月15日の標準賞与額を16万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月21日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月21日  
② 平成17年7月15日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は10万9,000円、請求期間②は16万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は7,594円、請求期間②は1万1,496円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日及び平成17年7月15日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600746号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700114号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年2月1日から平成22年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年2月から同年8月までは20万円から24万円、平成19年9月から平成20年8月までは19万円から24万円、平成20年9月から平成21年8月までは17万円から22万円、平成21年9月から平成22年8月までは19万円から22万円、平成22年9月は17万円から22万円とする。

平成19年2月から平成22年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年2月から平成22年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成19年1月1日から平成23年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年1月は、20万円から36万円、平成19年2月から平成20年8月までは24万円から36万円、平成20年9月から平成21年8月までは22万円から32万円、平成21年9月から平成22年8月までは22万円から34万円、平成22年9月は22万円から32万円、平成22年10月から同年12月までは17万円から32万円とする。

平成19年1月から平成22年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のB社における平成23年1月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成23年1月から同年8月までは26万円から34万円、平成23年9月から平成24年8月までは24万円から36万円とする。

平成23年1月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 18 日から平成 19 年 1 月 1 日まで  
② 平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 19 年 12 月 28 日  
④ 平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日まで

請求期間①について、私は、A社の関連会社であるB社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。保険給付の計算の基礎となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

請求期間②について、標準報酬月額記録が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

請求者期間③について、A社の関連会社であるB社から賞与が支払われたので、当該期間の記録を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

請求期間④について、B社に在職中の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社及びB社の事業主は、請求期間の一部において、B社の従業員をA社の厚生年金保険に加入させる扱いであった旨陳述しており、請求者からB社に係る支給明細書及び給与所得の源泉徴収票が提出され、請求期間②にA社における請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、商業登記簿謄本及び当該事業主の陳述により、両社は関連会社であることが認められる。

請求期間①について、B社の事業主は、給与の締切日は月の末日である旨回答しているところ、請求者から提出された平成18年12月分支給明細書には、出勤日数が8と記載されていることから、正確な入社日は確認できないものの、請求者は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上述の支給明細書によると、平成18年12月分として給与が支払われているものの、請求期間①に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社及びB社の事業主は、当時の資料を保存していない旨の回答をしていることから、請求者のB社における入社年月日並びに請求期間①に係る勤務実

態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできず、また、厚生年金保険被保険者期間として認めることもできない。

請求期間②のうち、平成19年2月1日から平成22年10月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成19年2月から平成19年8月までは20万円、平成19年9月から平成20年8月までは19万円、平成20年9月から平成21年8月までは17万円、平成21年9月から平成22年8月までは19万円、平成22年9月は17万円と記録されているが、請求者から提出された支給明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「支給明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成19年2月から平成20年8月までは36万円、平成20年9月から平成21年8月までは32万円、平成21年9月から平成22年8月までは34万円、平成22年9月は32万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額より低額の標準報酬月額（平成19年2月から平成20年8月までは24万円、平成20年9月から平成22年9月までは22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、支給明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年2月から平成20年8月までは24万円、平成20年9月から平成22年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年2月から平成22年9月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているが、平成19年2月1日から平成22年10月1日までの期間において、支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を

届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 2 月 1 日から平成 22 年 10 月 1 日までの期間に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、支給明細書等により、平成 19 年 1 月分として給与が支払われているものの、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、訂正は認められない。

さらに、請求期間②のうち、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間について、支給明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、支給明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、平成 19 年 1 月から平成 20 年 8 月までは 36 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 32 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 34 万円、平成 22 年 9 月から同年 12 月までは 32 万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、平成 19 年 1 月から平成 20 年 8 月までは 36 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 32 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 34 万円、平成 22 年 9 月から同年 12 月までは 32 万円とすることが必要である。

ただし、請求期間②の訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（平成 19 年 2 月から平成 20 年 8 月までは 24 万円、平成 20 年 9 月から平成 22 年 9 月までは 22 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間③について、請求者は、基本給 50,000 円と記載された平成 19 年 12 月分支給明細書を所持しているものの、B 社が賞与として支払ったことは確認できず、当該支払額から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A 社及び B 社の事業主は、当時の資料を保存していない旨の回答していることから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間③に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として B 社から請求期間③において賞与としての支払を受けたことを確認できず、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことを認めることはできない。

請求期間④について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成23年1月から同年8月までは26万円、平成23年9月から平成24年8月までは24万円と記録されているところ、支給明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間④について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、支給明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、平成23年1月から同年8月までは34万円、平成23年9月から平成24年8月までは36万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、平成23年1月から同年8月までは34万円、平成23年9月から平成24年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、平成23年1月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700134号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700115号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は59万8,000円、平成15年12月18日は62万6,000円、平成16年7月22日は54万7,000円、平成16年12月21日は56万1,000円、平成17年7月15日は58万9,000円、平成17年12月20日は62万3,000円、平成18年7月20日は70万1,000円、平成18年12月20日は72万3,000円、平成19年7月20日は76万8,000円、平成19年12月20日は78万3,000円、平成20年7月23日は62万7,000円、平成20年12月19日は60万9,000円、平成21年7月24日は45万1,000円、平成21年12月18日は35万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月22日  
④ 平成16年12月21日  
⑤ 平成17年7月15日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑪ 平成 20 年 7 月 23 日
- ⑫ 平成 20 年 12 月 19 日
- ⑬ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑭ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者の A 社に係る賞与明細書、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された普通預金異動明細表並びに複数の同僚の請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から請求期間①は 59 万 8,000 円、請求期間②は 62 万 6,000 円、請求期間③は 54 万 7,000 円、請求期間④は 56 万 1,000 円、請求期間⑤は 58 万 9,000 円、請求期間⑥は 62 万 3,000 円、請求期間⑦は 70 万 1,000 円、請求期間⑧は 72 万 3,000 円、請求期間⑨は 76 万 8,000 円、請求期間⑩は 78 万 3,000 円、請求期間⑪は 62 万 7,000 円、請求期間⑫は 60 万 9,000 円、請求期間⑬は 45 万 1,000 円、請求期間⑭は 35 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 4 万 631 円、請求期間②は 4 万 2,567 円、請求期間③は 3 万 7,141 円、請求期間④は 3 万 9,085 円、請求期間⑤は 4 万 1,036 円、請求期間⑥は 4 万 4,507 円、請求期間⑦は 5 万 79 円、請求期間⑧は 5 万 2,930 円、請求期間⑨は 5 万 6,225 円、請求期間⑩は 5 万 8,709 円、請求期間⑪は 4 万 7,012 円、請求期間⑫は 4 万 6,741 円、請求期間⑬は 3 万 4,614 円、請求期間⑭は 2 万 8,032 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 7 月 22 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日、平成 19 年 7 月 20 日、平成 19 年 12 月 20 日、平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 12 月 18 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700152号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700116号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は16万9,000円、平成15年12月18日は16万6,000円、平成16年12月21日は18万4,000円、平成17年7月15日は19万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年7月15日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は16万9,000円、請求期間②は16万6,000円、請求期間③は18万4,000円、請求期間④は19万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1万1,523円、請求期間②は1万1,305円、請求期間③は1万2,819円、請求期間④は1万3,795円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日及び平成 17 年 7 月 15 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700145号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700117号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は23万1,000円、平成15年12月18日は23万2,000円、平成16年12月21日は22万3,000円、平成17年7月15日は23万3,000円、平成17年12月20日は25万9,000円、平成18年7月20日は26万5,000円、平成18年12月20日は28万7,000円、平成19年7月20日は29万8,000円、平成19年12月20日は34万7,000円、平成20年7月23日は31万7,000円、平成20年12月19日は31万円、平成21年7月24日は25万8,000円、平成21年12月18日は23万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年7月15日  
⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 20 年 7 月 23 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 19 日
- ⑫ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑬ 平成 21 年 12 月 18 日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者のA社に係る賞与明細書、請求者から提出された預金通帳及び賞与記録、金融機関から提出された取引明細表及び同僚の職権訂正時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書並びに賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は23万1,000円、請求期間②は23万2,000円、請求期間③は22万3,000円、請求期間④は23万3,000円、請求期間⑤は25万9,000円、請求期間⑥は26万5,000円、請求期間⑦は28万7,000円、請求期間⑧は29万8,000円、請求期間⑨は34万7,000円、請求期間⑩は31万7,000円、請求期間⑪は31万円、請求期間⑫は25万8,000円、請求期間⑬は23万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万5,739円、請求期間②は1万5,766円、請求期間③は1万5,536円、請求期間④は1万6,233円、請求期間⑤は1万8,503円、請求期間⑥は1万8,932円、請求期間⑦は2万1,011円、請求期間⑧は2万1,817円、請求期間⑨は2万6,018円、請求期間⑩は2万3,769円、請求期間⑪は2万3,792円、請求期間⑫は1万9,801円、請求期間⑬は1万8,374円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700120号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700118号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年4月1日から平成18年2月1日に訂正し、平成18年2月及び同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成18年2月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成18年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

訂正請求記録の対象者のA社(平成18年12月8日以降はB社)における平成18年4月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年4月から平成21年8月までの標準報酬月額については、28万円から36万円、平成21年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については、28万円から38万円とする。

平成18年4月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成18年4月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

訂正請求記録の対象者のB社における平成19年8月1日の標準賞与額を30万7,000円、平成20年8月8日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月1日及び平成20年8月8日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成19年8月1日及び平成20年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日まで  
③ 平成 19 年 8 月 1 日  
④ 平成 20 年 8 月 8 日

訂正請求記録の対象者は平成 18 年 2 月 1 日に A 社に入社し、社会保険に加入したはずなので請求期間①について被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間②について、標準報酬月額が実際の給与額に比べて、低い額となっている。当該期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間③及び④について、賞与を支払われたが、厚生年金保険の賞与記録がない。当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の給与明細書並びに元事業主の回答及び陳述により、訂正請求記録の対象者は A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額について、上述の給与明細書及び日本年金機構 C 事務センターの回答により、訂正請求記録の対象者の資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は 36 万円と認められるところ、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額 22 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の平成 18 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、元事業主は訂正請求記録の対象者のA社及びB社に係る資料を廃棄した旨陳述しており、平成18年2月1日から同年4月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから行ったとは認められない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額、オンライン記録によると、平成18年4月から平成22年8月までは28万円と記録されているところ、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の給与明細書及び日本年金機構C事務センターの回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成18年4月から平成21年8月までは36万円、平成21年9月から平成22年8月までは38万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成18年4月及び同年5月は36万円、平成18年6月から平成19年8月までは41万円、平成19年9月から平成22年8月までは38万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額については、上述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年4月から平成21年8月までは36万円、平成21年9月から平成22年8月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成18年4月1日から平成22年9月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているが、平成18年4月1日から平成22年9月1日までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録

の対象者の平成18年4月1日から平成22年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③及び④について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の賞与支払明細書により、訂正請求記録の対象者は、B社から請求期間③は30万7,000円、請求期間④は20万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間③は34万4,000円、請求期間④は22万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間③は2万5,174円、請求期間④は1万6,810円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の標準賞与額については、上述の賞与支払明細書により確認できる賞与額から、請求期間③は30万7,000円、請求期間④は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は訂正請求記録の対象者のA社及びB社に係る資料を廃棄した旨陳述しており、平成19年8月1日及び平成20年8月8日について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700112号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700119号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月5日の標準賞与額を18万1,000円、平成15年12月18日の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日及び平成15年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日及び平成15年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成15年8月5日  
②平成15年12月18日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は18万1,000円、請求期間②は17万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1万2,310円、請求期間②は1万1,685円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日及び平成15年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700113号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700120号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月18日の標準賞与額を1万円、平成16年12月21日の標準賞与額を14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日及び平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月18日及び平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成15年12月18日  
②平成16年12月21日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は1万円、請求期間②は14万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は733円、請求期間②は9,962円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月18日及び平成16年12月21日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700084号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700121号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年7月22日は2万7,000円、平成16年12月21日は10万5,000円、平成17年7月15日は14万1,000円、平成17年12月20日は15万3,000円、平成18年7月20日は17万2,000円、平成18年12月20日は20万5,000円、平成19年7月20日は26万3,000円、平成19年12月20日は27万4,000円、平成20年7月23日は22万2,000円、平成20年12月19日は21万3,000円、平成21年7月24日は18万9,000円、平成21年12月18日は17万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年7月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年7月  
⑥ 平成18年12月  
⑦ 平成19年7月

- ⑧ 平成 19 年 12 月
- ⑨ 平成 20 年 7 月
- ⑩ 平成 20 年 12 月
- ⑪ 平成 21 年 7 月
- ⑫ 平成 21 年 12 月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者の賞与明細書、金融機関から提出された預金取引明細表及び同僚の職権訂正時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は2万7,000円、請求期間②は10万5,000円、請求期間③は14万1,000円、請求期間④は15万3,000円、請求期間⑤は17万2,000円、請求期間⑥は20万5,000円、請求期間⑦は26万3,000円、請求期間⑧は27万4,000円、請求期間⑨は22万2,000円、請求期間⑩は21万3,000円、請求期間⑪は18万9,000円、請求期間⑫は17万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1,833円、請求期間②は7,315円、請求期間③は9,823円、請求期間④は1万930円、請求期間⑤は1万2,288円、請求期間⑥は1万5,008円、請求期間⑦は1万9,254円、請求期間⑧は2万545円、請求期間⑨は1万6,646円、請求期間⑩は1万6,348円、請求期間⑪は1万4,506円、請求期間⑫は1万3,820円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金取引明細表により、請求期間①は平成16年7月22日、請求期間②は平成16年12月21日、請求期間③は平成17年7月15日、請求期間④は平成17年12月20日、請求期間⑤は平成18年7月20日、請求期間⑥は平成18年12月20日、請求期間⑦は平成19年7月20日、請求期間⑧は平成19年12月20日、請求期間⑨は平成20年7月23日、請求期間⑩は平成20年12月19日、請求期間⑪は平成21年7月24日、請求期間⑫は平成21年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700119号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700122号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月5日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の職権訂正時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書により、請求者は、A社から、請求期間に4万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2,716円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金通帳により、平成15年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700127号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700123号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年7月15日及び平成17年12月20日は31万円、平成18年7月20日は33万円、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日及び平成21年7月24日は35万円、平成21年12月18日は27万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成17年7月  
②平成17年12月  
③平成18年7月  
④平成18年12月  
⑤平成19年7月  
⑥平成19年12月  
⑦平成20年7月  
⑧平成20年12月  
⑨平成21年7月  
⑩平成21年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①及び②は31万円、請求期間③は33万円、請求期間④から⑨までは35万円、請求期間⑩は27万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は21,598円、請求期間②は22,146円、請求期間③は23,575円、請求期間④及び⑤は25,623円、請求期間⑥及び⑦は26,243円、請求期間⑧及び⑨は26,862円、請求期間⑩は21,436円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、記録訂正された同僚のオンライン記録並びに金融機関から提出された請求者に係るお取引明細表及び取引推移一覧表より、請求期間①は平成17年7月15日、請求期間②は平成17年12月20日、請求期間③は平成18年7月20日、請求期間④は平成18年12月20日、請求期間⑤は平成19年7月20日、請求期間⑥は平成19年12月20日、請求期間⑦は平成20年7月23日、請求期間⑧は平成20年12月19日、請求期間⑨は平成21年7月24日、請求期間⑩は平成21年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700114号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700124号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は3万円、平成15年12月18日は10万4,000円、平成16年12月21日は14万4,000円、平成17年7月15日は16万円、平成17年12月20日は19万8,000円、平成18年7月20日は20万2,000円、平成18年12月20日は22万8,000円、平成19年7月20日は23万1,000円、平成19年12月20日は25万2,000円、平成20年7月23日は19万9,000円、平成20年12月19日は21万6,000円、平成21年7月24日は17万6,000円、平成21年12月18日は16万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年7月15日  
⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 20 年 7 月 23 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 19 日
- ⑫ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑬ 平成 21 年 12 月 18 日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①及び請求期間③から⑬までの期間について、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書、賞与明細書、預金通帳、年金事務所が保管する請求者の賞与明細書及び同僚の職権訂正時に提出された賞与明細書（以下「賞与明細書等」という。）により、請求者は、A社から、請求期間①は3万円、請求期間③は14万4,000円、請求期間④は16万円、請求期間⑤は19万8,000円、請求期間⑥は20万2,000円、請求期間⑦は22万8,000円、請求期間⑧は23万1,000円、請求期間⑨は25万2,000円、請求期間⑩は19万9,000円、請求期間⑪は21万6,000円、請求期間⑫は17万6,000円、請求期間⑬は16万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2,037円、請求期間③は1万32円、請求期間④は1万1,147円、請求期間⑤は1万4,145円、請求期間⑥は1万4,431円、請求期間⑦は1万6,692円、請求期間⑧は1万6,912円、請求期間⑨は1万8,895円、請求期間⑩は1万4,921円、請求期間⑪は1万6,578円、請求期間⑫は1万3,508円、請求期間⑬は1万2,563円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

請求期間②について、賞与明細書等により、請求者は、A社から10万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、10万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等により確認できる賞与額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、

平成 18 年 12 月 20 日、平成 19 年 7 月 20 日、平成 19 年 12 月 20 日、平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 12 月 18 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700144号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700125号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月5日の標準賞与額を20万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の職権訂正時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書により、請求者は、請求期間においてA社から20万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(13,858円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日について、上述の預金通帳により、平成15年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700148号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700126号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は29万3,000円、平成15年12月18日は31万1,000円、平成16年12月21日は34万6,000円、平成17年7月15日は35万円、平成17年12月20日は38万3,000円、平成18年7月20日は38万5,000円、平成18年12月20日は47万3,000円、平成19年7月20日は47万7,000円、平成19年12月20日は53万8,000円、平成20年7月23日は45万7,000円、平成20年12月19日は47万2,000円、平成21年7月24日は37万6,000円、平成21年12月18日は27万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年7月15日  
⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 20 年 7 月 23 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 19 日
- ⑫ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑬ 平成 21 年 12 月 18 日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、年金事務所が保管する請求者の賞与明細書及び同僚の職権訂正時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は 29 万 3,000 円、請求期間②は 31 万 1,000 円、請求期間③は 34 万 6,000 円、請求期間④は 35 万円、請求期間⑤は 38 万 3,000 円、請求期間⑥は 38 万 5,000 円、請求期間⑦は 47 万 3,000 円、請求期間⑧は 47 万 7,000 円、請求期間⑨は 53 万 8,000 円、請求期間⑩は 45 万 7,000 円、請求期間⑪は 47 万 2,000 円、請求期間⑫は 37 万 6,000 円、請求期間⑬は 27 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 1 万 9,929 円、請求期間②は 2 万 1,158 円、請求期間③は 2 万 4,106 円、請求期間④は 2 万 4,385 円、請求期間⑤は 2 万 7,362 円、請求期間⑥は 2 万 7,504 円、請求期間⑦は 3 万 4,628 円、請求期間⑧は 3 万 4,921 円、請求期間⑨は 4 万 339 円、請求期間⑩は 3 万 4,266 円、請求期間⑪は 3 万 6,226 円、請求期間⑫は 2 万 8,858 円、請求期間⑬は 2 万 1,436 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日、平成 19 年 7 月 20 日、平成 19 年 12 月 20 日、平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 12 月 18 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700133号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700109号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出されたお取引明細表により、平成16年12月15日付けで、A社から請求者の口座に41万9,973円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録で確認できる請求者の平成16年1月から同年12月までの標準報酬月額及び標準賞与額に見合う健康保険料、介護保険料並びに厚生年金保険料の合計額は、B市から提出された請求者の平成17年度所得・課税状況等調査回答書で確認できる社会保険料の額を超えることから、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除について推認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は、当時の資料を保管していない旨回答及び陳述している上、請求者は賞与明細書を保管していないことから、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700131号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700111号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年6月1日から昭和58年5月1日まで

請求期間について、A事業所でB職として勤務していたが、当該期間の被保険者記録が確認できない。しかし、当時、私には子供が生まれたばかりで、健康保険被保険者証がなかったとは考えられず、同事業所に確認したところ、厚生年金保険を掛けていたとの証明書が発行された。また、請求期間にB職として一緒に勤務していた同僚は、同期間の厚生年金保険の記録があるとのことであった。これらのことから、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できないので、調査をして、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書、A事業所提出の人事記録及びB職採用調書により、請求者は、請求期間に同事業所のB職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、上述のB職採用調書に記載されたB職について、昭和57年6月1日から採用されたB職は請求者を除き5人である旨回答しているところ、請求者が名前を挙げた同僚を含む2人のB職を除き、請求期間に同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、全てのB職を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、A事業所に係る請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号は連番になっており、欠番も無いことから、請求者の名前が欠落したとは考え難い。

さらに、A事業所は、請求者が請求期間に厚生年金保険に加入していたか否かは不明である旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及

び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。